附録第七号 戸籍記載例

| | | | | | | | 釆 | 1 |
|---|---------------------|---|---|-------------------------------|-----------------------|-----|----------|---|
| 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | 番号 | |
| 嫡 出 子 の | 戸籍 法 六 | | (国籍留保とともに) (国籍留保とともに) | 婚 出 子 | 4 | 出 | 事件 | |
| 0 | + | 届国よの音の | あっ と | σ, | | 44- | の | |
| 出 生 | 一条による | が 留 期 き に 届 | った場合 | 出 # | | 生 | 種 | |
| 五 届 | よる | あ保間な帰出 っと経いす義 同 | 色に同 | 生 届 | | | 別 | |
| 非 | 本 | 右 | 在 | 非 | 本 | | 届 | |
| 本 籍 | 籍 | | 外 公 | 本籍 | 籍 | | 出 | |
| 地 | 地 | 同 | 館 | 地 | 地 | | 地 | |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 父母の戸籍 | | 戸記載す | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | | 籍る | _ |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 身分事項欄の | | 記載する欄 | |
| 同 ——— | 同 | 同 | 同 | 同 | | | 欄 | = |
| 母届出同月拾四日同市長か令和六年拾壱月参拾日立 | 父母届出入籍印 | 総領事から送付入籍印とのできない事由のため即で出生同年四月参拾日父国令和拾参年壱月弐拾日ご | パウロ総領事から送付入籍印出生同月弐拾日父国籍留保と令和九年九月拾五日ブラジ | 同月拾八日同区長から通知入籍印令和四年壱月拾日さいたま市浦 | 籍印 令和四年壱月拾日東京都 | | 記 | |
| 市長から通知入籍印拾出生同年拾弐月拾日父拾日山梨県山梨市で出生同年拾弐月拾日父 | 拾日東京都千代田区で出生同年拾弐月拾日 | 印(お日ブラジル国サンパウロ州サンパウロー)が明間経過)同年五月弐拾日在サンパウロ日父国籍留保とともに届出(責めに帰することが正がラジル国サンパウロ州サンパウロ市 | 何入籍印籍留保とともに届出同年拾月拾五日在サン野留保とともに届出同年拾月拾五日在サン日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で | ら通知入籍印 さいたま市浦和区で出生同月拾四日父届出 | 東京都千代田区で出生同月拾四日父届出入 | | 載 | |

| 15 | 14 | 13 | 二 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 |
|--|---|--------------------------------------|---|--|---|---|--------------|--|-----|
| 右 | | П | 知 | (母につき新戸籍を) 同 | | | | 嫡出でない子の出生届 | |
| | シ の 本 新 北 | くうない。 | | | 非本籍地 | 非本籍地 | 本籍地 | | |
| 父母の戸籍 | 母の戸籍 | 父の戸籍 | | 従前の戸籍 | 右同 | 母の戸籍 | | | |
| 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | | 身分事項欄の | 身分事項欄 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 右同 | 右同 |
| 同籍広造を認知届出印 令和拾八年参月五日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子 | 雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区長から通知印命和四年壱月八日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸 | 籍広造を認知届出印令和四年壱月八日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同 | | 籍印通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除ったが、年拾弐月弐日子の出生届出同月拾日京都市北区長から | 届出同月拾日同区長から通知入籍印令和六年拾壱月弐拾八日京都市北区で出生同年拾弐月弐日母 | 目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印子の出生届出令和六年拾弐月拾日東京都千代田区平河町一丁 | 令和六年拾弐月拾日編製印 | 者丙原正作届出同月五日同区長から通知入籍印令和五年弐月弐拾壱日千葉市中央区で出生同年参月弐日同居 | 入籍印 |

| 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | = | 18 | 17 | 16 |
|--|----------------------------------|---|--|-----------------------------------|---------|---|---|--|
| を養子とする縁組届夫婦が十五歳未満の者 | | | 縁組属は一番大成年者を養子とする夫婦が十五歳以上の | | 養 子 縁 組 | 表半による認知を | 可 5 5 5 7 | (を取得する場合) |
| 右 | 本養 | | | | 了 a | <u>.</u> | 右 | |
| | | | 籍 親 | | | 子 の 本 新 北 | E Z | |
| 同 | | 地の | | | - | 爿 | <u>Ē</u> | 同 |
| 養親の戸籍 | | 前の戸籍 | 養親の戸籍 | | | 母の戸籍 | 父 の 戸 籍 | 子の戸籍 |
| 身分事項欄 | 身分事項欄 | 右同 | 身分事項欄 | 身分事項欄 | | 身分事項欄 | 身分事項欄の | 身分事項欄の |
| 孝助戸籍から入籍印出(代諾者親権者父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川出(代諾者親権者父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川合和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届 | 届出印 令和五年六月拾日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組 | 番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍印届出同月拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四局出同月拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四令和四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組 | 届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍印令和四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組 | 組届出印 令和四年壱月拾参日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁 | | 幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出印令和四年弐月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野 | 日同区長から通知印の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月弐拾壱同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月弐拾壱令和四年弐月拾四日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子 | 義太郎認知届出同月七日同区長から通知父母との続柄訂正印令和拾八年参月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野 |

| 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 |
|------------------------------|--|--|--|-------------|---|---|---------------------------|---|
| | | える。新集すってい場合に | (養親につき新戸籍) 養子をする縁組属 | | 組 | | | |
| | | | | 右同 | | | | |
| | 養親の戸籍 | 従前の戸籍 | 新 戸 籍 | 親 | 前の 戸籍組 | 前の戸籍 | | |
| 戸籍事項欄 | 身分事項欄 | 右同 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄 | 身分事項欄の | 右同 |
| 令和拾参年参月弐拾六日消除即令和拾参年参月弐拾六日編製印 | から入籍印の一般のでは、「おりでは、これでは、「おりでは、これでは、これでは、「おりでは、これでは、「おりでは、これでは、「おりでは、これでは、「おりでは、これでは、「おりでは、これでは、「おりでは、 | 田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍印命和弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代 | 田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印令和弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代 | 令和弐年九月九日編製印 | 義太郎戸籍に入籍につき除籍印拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野合和拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出同月弐 | 北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍印令和拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出大阪市 | 令和拾弐年壱月拾八日乙川英助を養子とする縁組届出印 | 義太郎戸籍に入籍につき除籍印出(代諾者親権者父母)東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野出(代諾者親権者父母)東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野会太郎同人妻梅子の養子となる縁組届 |

| 33 | 34 | 四 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
|--|---|------|---|---|--|----------------|---|--|
| 縁 組 届 を特別養子とした | | 養子離縁 | | ■ 昜 ♪ の 嵡 義 雛 录 畐 親と同一の戸籍にある 十五歳以上の養子が養 | 1 | | でいる場合又は養 でいる場合又は養 でいる場合では でいる場合では でいる場合では でいる。 でいる。 | (申出をした場合) |
| 右同 | | | | 非本籍地 | | | 本養 籍親 地の | |
| 新 戸 籍 の | 従前の戸籍 | | 前の戸籍 | | 養親の戸籍 | 7 - | 新 ā 戸 · 籍 <i>o</i> | 養親の戸籍 |
| 身分事項欄特別養子の | 右同 | | 身分事項欄の | 身分事項欄 | 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄 | 右同 |
| 籍につき除籍印の一方目四番地甲野義太郎戸籍に入ら入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入ら入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地工野義大郎戸籍か田区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍かる縁組の裁判確定同月弐拾日父母届出同月弐拾六の年別著子となった。 | 北区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍印拾日養父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から通知京都市令和拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月弐 | | 目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印出同月参拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁出同月参拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁令和四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 | 出同年弐月壱日京都市北区長から通知印 令和四年壱月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と協議離縁届 | 六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍印出同年弐月壱日京都市北区長から通知大阪市北区西天満二丁目出同年弐月壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 | 令和五年弐月五日編製印 | 籍から入籍印 京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸東令和五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東 | 小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍印令和五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市北区 |

| 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | |
|--|---|--------------------------------|--|---|---|----------------------|--|--|
| 裁判による離縁届 | | 養子死亡後の離縁届 | 養親死亡後の離縁届 | | 協 議 離 縁 届 | | | |
| 右 | | 本養 | 本離無縁 | | | 右 | | |
| 同 | | 籍親地の | 籍後地の | | | 同 | | |
| | 前の戸籍 | 右同 | 養親の戸籍 | 前の戸籍 | 養親の戸籍 | | 前の戸籍 | |
| 身分事項欄 | 身分事項欄 | 身分事項欄養父母の各 | 右同 | 右同 | 身分事項欄 | 身分事項欄の | 右同 | |
| 確定同年九月壱日届出印 令和参年八月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と離縁の裁判 | 知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印確定同年九月壱日養父母届出同月参日東京都千代田区長から通令和参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判 | 印 令和拾壱年七月拾五日妻(夫)とともに養子亡英助と離縁届出 | 孝助戸籍に入籍につき除籍印同月拾八日大阪市北区長から通知同区老松町二丁目六番地乙川の月拾八日大阪市北区長から通知同区老松町二丁目六番地乙川令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 | 横浜市中区昭和町十八番地甲野義太郎戸籍から入籍印令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 | 戸籍に入籍につき除籍印 者となるべき父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 | 令和参年六月参日養子英助と協議離縁届出印 | 町二十番地甲野義太郎戸籍から入籍印者となるべき父母)同月五日京都市北区長から通知同区小山初音令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 | |

| 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 | 49 |
|---|--------------------------------|---|---|--------------------------------------|---|---|--------------------------------------|---|
| (とき) (とき) (とき) (とき) (とき) (とき) (とき) (とき) | 編製されて縁により新 | (離縁により復籍し) た者から届出がある場合 (高場合) 同 | | | (する場合) | 離縁の際の | | |
| 右 | • | | 本 | | | 右 | | |
| 同 | I | | 籍地 | | | 同 | | |
| 者の戸籍 | | 従前の戸籍 | 新戸籍 | | 養親の戸籍 | 新着 | 子 | 養親の戸籍 |
| 身分事項欄 の | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄のた | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄 |
| 令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出句 | 更印 令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出により氏変 | 小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍印令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区 | 小山初音町二十番地乙野忠治戸籍から入籍印の田出京都市北区の和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区 | 令和拾参年八月拾参日編製印令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出印 | 地に新戸籍編製につき除籍印間日戸籍法七十三条の二の届出京都市北区小山初音町十八番の日が一次の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日 | から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印同日戸籍法七十三条の二の届出同月拾七日東京都千代田区長令和拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出印 | 令和拾参年七月拾七日編製印令和拾参年七月拾参日戸籍法七十三条の二の届出印 | 川孝助戸籍に入籍につき除籍印確定同年九月壱日養父母届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙令和参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判 |

| 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 | 59 | 58 | 五. |
|--------------------------------|--|--|---|--------------------|--|---|---|--|-------------|----|
| た婚姻届について 不受理の処分をし 右 | | (れている場合) | 籍の筆頭に記載さ 佐姻前既に夫が戸 「 | | 婚夫 の氏 姻 称 する | | | | | 婚姻 |
| 右 | | | 右 | | | | 本夫 | | | |
| 同 | | | 同 | | | | 籍地の | | | |
| |) ī | の 戸 籍 | カ の 戸 新 |) i | 妻の婚姻前 | の 戸 籍 | JE V | 新夫 戸婦 | | - |
| 身分事項欄の | 身分事項欄の | 右同 | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | |
| 裁判確定同月拾壱日記載印 | 命ずる裁判確定同月拾壱日記載印令和六年七月拾九日乙野梅子と婚姻届出同年八月拾日受理を | につき除籍印 田区長から通知同区平河町二丁目十番地甲野義太郎戸籍に入籍田区長から通知同区平河町二丁目十番地甲野義太郎戸籍に入籍令和六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出同月八日東京都千代 | 町十八番地乙野忠治戸籍から入籍印令和六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音 | 令和六年参月壱日乙野梅子と婚姻届出印 | 製につき除籍印代田区長から通知同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編代田区長から通知同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編令和四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出同月拾弐日東京都千 | 一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍印令和四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町 | 町十八番地乙野忠治戸籍から入籍印令和四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音 | 一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍印令和四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町 | 令和四年壱月拾日編製印 | |

| 75 | 74 | 73 | 72 | 71 | 70 | 69 | 68 |
|--|---|--------------|--|---|--|--|---|
| ţ | 暦 人 男 と の 留 と 外 | | | 姻 | の 氏 を 称 す | | (があった場合) |
| | 本 籍 地 | | | 非 本 新 比 | <u> </u> | | |
| の 戸 籍 日本人たる | 妻の新戸籍 | | の 戸 籍 | の 戸 籍 | 新 戸 籍 | 婦 | 前 の 戸 婚 舞 姻 |
| 右同 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄 | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 右同 | 右同 |
| 都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍印シュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出東京令和八年壱月拾七日国籍・地域アメリカ合衆国ファンデンボッ | 都千代田区平河町一丁目四番地乙野忠治戸籍から入籍印シュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出東京令和八年壱月拾七日国籍・地域アメリカ合衆国ファンデンボッ | 令和八年壱月拾七日編製印 | 籍編製につき除籍印中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸令和五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市 | 戸籍編製につき除籍印市中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新市中区長から通知京都市北区小山初音町二十番地に妻の氏の新令和五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜 | 戸籍から入籍印中区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎中区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎令和五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾参日横浜市 | から入籍印市中区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍市中区長から通知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍へ和五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜 | 河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍印を命ずる裁判確定同月拾参日東京都千代田区長から通知同区平令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出同年八月拾日受理 |

| | | | | | 50 |
|---|---|--|--|--|---|
| 81 | 80 | 79 | 78 | 77 | 76 |
| | (追完届による場合) 同 | (子が父母と戸籍を) 同 | (戸籍にあるとき (子が父母と同一の) る場合の記載 が出子の身分を取得す | (外国にある日本人) 男が外国人女と所 在国の方式に従っ で婚姻した場合で が姻前既に夫が戸 がってがってがある日本人 がってがってがってがってがいるとき | (ケが戸籍の筆頭に 女が戸籍の筆頭に 記載されている場 |
| | | | | 在 外 公 館 | 非 本 籍 地 |
| 前 妻 の 戸 婚 籍 姻 | 右同 | 子 の 戸 籍 | 父母の戸籍 | 夫 の 戸 籍 | 妻の 戸籍 |
| 身分事項 欄 | 右同 | 右同 | 事項欄とおいる場合を取得し場合を取得します。 | 身 夫 分 事 項 欄 の | 右同 |
| 一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印月拾八日請求同月弐拾日東京都千代田区長から通知同区平河町今和八年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同 | 同月参拾日東京都千代田区長から通知父母との続柄訂正印令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月弐拾六日父母追完届出 | 長から通知父母との続柄訂正印 令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月拾参日東京都千代田区 | 令和拾八年壱月拾日父母婚姻届出父母との続柄訂正印 | 領事から送付印 より婚姻同月弐拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総リア (西暦弐千壱年壱月壱日生) と同国ニューヨーク州の方式に今和九年四月拾五日国籍・地域アメリカ合衆国ベルナール、マ | 弐拾弐日横浜市中区長から通知印シュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出同月シュ、ウェイン(西暦千九百九拾六年壱月壱日生)と婚姻届出同月令和八年壱月拾七日国籍・地域アメリカ合衆国ファンデンボッ |

| 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 85 | 84 | 六 | 83 | 82 |
|---|--|--|-------------|---|--------|--|----|--|---------------------------------|
| | をした場合 | 新豆 番扁製の甲出 一 | 右 | した夫婦の協議離婚届夫の氏を称する婚姻を | | | 離婚 | 婚姻取消の記載請求 | |
| | 右 | | | | 本夫 | | | | |
| | | | | | 籍婦 | | | | |
| | | 同 | | | 地の | | | | |
| 前 妻 の 戸 婚 籍 姻 | 夫婦の戸籍 | 妻の新戸籍 | | | | 前の戸婚姻 | | 夫の戸籍 | |
| 右同 | 右同 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | | 身分事項欄の | 身分事項欄の |
| 入籍印 () 入籍の () 入程の (| 音町二十番地に新戸籍編製につき除籍印 令和五年弐月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初 | から入籍印をおいら通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍の利五年弐月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京 | 令和五年弐月九日編製印 | 初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍印命和四年壱月参拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山 | 年 壱月 | 郎戸籍から入籍印日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太の合和四年壱月参拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同年弐月弐 | | つき除籍印(八日請求京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍に八日請求京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍に、今和八年五月拾四日夫義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾 | 日請求印令和八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八 |

| 100 | 99 | 98 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 |
|--|-----------------------------|---|--|----------------------------------|---|---|----------------------------------|--|---|
| を とき を とき を は を は から 届出が あってい とき | 扁型されて 婚により新 | (る場合) | り新戸籍を編製す た者から届出があ (離婚により復籍し) | ī | (部が成の) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり | | | 認託したよる解析症 | R 苦いたい 維脅間 (調停、和解、請求のした 夫 婦 の 裁 判夫の氏を称する婚姻を |
| 右 | | 本 | | | | 本夫 | | | 非 |
| | | | 籍 | | | 籍婦 | | | 本 籍 |
| 同 | | | 地 | | | 地の | | | 地 |
| 者の戸籍氏を称した | | 従前の戸籍 | 新戸籍 | | 夫婦の戸籍 | 妻の新戸籍 | | |) ī |
| 身分事項欄の氏を称した | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄 の | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄の | 身分事項欄の |
| 令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出印 | 令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更印 | 初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍印令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山 | 初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍印 令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山 | 令和参年八月七日編製印令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出印 | 地に新戸籍編製につき除籍印 同日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番令和参年七月四日夫義太郎と協議離婚届出印 | ら通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長か令和参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出印 | 令和参年七月六日編製印令和参年七月四日戸籍法七十七条の二の届出印 | 籍印 知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除知京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除成立、請求認諾)同月拾四日届出同月拾八日横浜市中区長から通令和七年四月拾日夫義太郎と離婚の裁判確定(調停成立、和解 | 知印 立、請求認諾)同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から通立、請求認諾)同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から通令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定(調停成立、和解成 |

| | | 1 | Γ | <u> </u> | | | <u> </u> |
|-------------------------------|--|------------------|-------------|------------------------------------|--------------------------------|--|---|
| 107 | 106 | 105 | 七 | 104 | 103 | 102 | 101 |
| 親 | 親裁 | 親協 | 親 権 | <u>至</u> 右 | 関未裁合一子す成判 | ん 籍子 | を を を を を を を を を を を を を を を を を を を |
| 権 | 権判 | 権議 | 及 び | 籍を異にする場合。子が父又は母と戸 | 大京 大成年の子の 大が父又は 一の戸籍な | 籍を異 | のが載子離りの解析を |
| 者 | 者に | 者に | 未成 | 大人とは | の戸籍に | $\mathcal{L} $ | 第 又 親に 親に と |
| 変 | 指 | 指 | 年者 | りる場は母 | にはの婚親に | る母 | には権当をおり |
| 更 届 | 定 届る | 定 居る | 親権及び未成年者の後見 | 8合)同 | が の 親権者 に ある場 | (は母と戸) 同 | 発に当たり未成れて当たり未成れて当たり未成れて当たり未成れて当たりま成れています。 |
| 本 | 非 | 本 | 見 | lh] | | lh1 | 9 11% |
| 籍 | 本 | 籍 | | | | | |
| 地 | 籍地 | 地 | | | | | |
| 右 | 右 | 子 | | / 子 | <u>/</u> | <u>/</u> 子 | 戸父 |
| | | の | | \mathcal{O} | 、 文 は | 0 | 又は |
| 同 | 同 | 戸籍 | | 戸籍 | 戸 父 又 は 母 の | 戸籍 | 戸 父 又 は 母 の |
| 右 | 右 | 身子 | | 右 | 右 | 右 | 身子 |
| | | 身分事項欄の | | | | | 身子 分 事 項 欄 の |
| 同 | 同 | 欄の | | 同 | 同 | 同 | 欄の |
| 届 出 令 | 出同令 | 令 | | 同 月 令 | 令 | 参 日 令 | 令 |
| 和六 | 同月拾 | 令和四年壱月拾弐 | | 月 拾 九 | 令和七年四月拾日親権者を母と定められる印 | 東和京四 | 和 四 |
| 年参 | 壱 年 弐 | 年壱 | | 日年横四 | 年 四 | 都年 | 年 壱 |
| 月七 | 横兵 | 月拾 | | 浜 月 市 拾 | 月 拾 | 代月 田 参 | 月参 |
| 日朝 | 市日朝 | 弐日 | | 中日区報 | 日 親 | 区拾 | 拾日 |
| 権 | 区権 | 親権 | | -区長から通知印区長から通知印 | 権者 | かられ | 親 権 |
| 者を | イから 者を | 者を | | 7.5通 | を | 種者 | 者を |
| 母 に | り通り 父と | 父し | | 世知の母と | الم الم | 御を | を父し |
| 変更 | 型定め | 定定 | | 定め | ため | と定 | 定定 |
| へ の ## | る# | める | | 403 | りれ | め | め る |
| 料 | 料 | 旨父 | | る | る (印) | の山口 | 旨 父 |
| 確 定 | 確定 | 母 届 | | 月月 | | 母 母 | 母 届 |
| 月 | 同 月 | 日親権者を父と定める旨父母届出印 | | 治 四 | | 届 出 | 令和四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出印 |
| 拾 参 | 九 日 | | | 日母 | | 同 年 |) |
| 出印令和六年参月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾参日母 | 月拾壱日横浜市中区長から通知印 - 和五年弐月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届 | | | 浜市中区長から通知印 (月拾日親権者を母と定められる同月拾四日母届出 | | ,日東京都千代田区長から通知印) 令和四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年弐月 | |
| | | <u> </u> | | | | | |

| | T | | | | | | T | | |
|---|-----------------------------------|--|--|------------------------|------------------------|--|--|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 117 | 116 | 115 | 114 | 113 | 112 | 111 | 110 | 109 | 108 |
| 裁判発効による嘱託親権者の代行者改任の | (その他の場合) 同 | 表で代行者選任(改任) の裁判失効による嘱託 の裁判失効による嘱託 関の裁判確定の場 合 | 裁判発効による嘱託止及び代行者選任の親権者の職務執行停 | 親権(管理権)回復届 | 親権(管理権)辞任届 | 親権停止の審判取消届 | 審判取消届 親権 (管理権) 喪失の | よる嘱託親権停止の審判確定に | 判確定による嘱託 親権(管理権)喪失の審 |
| | | | | 右同 | 右同 | 右同 | 本籍地 | | |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾弐日嘱託印令和六年七月七日親権者母の代行者を東京都千代田区永田町 | 拾六日嘱託印命和六年参月拾壱日親権者母の職務執行停止の裁判失効同月 | 拾参日嘱託印 一 | 拾四日嘱託印 一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐令和五年拾月拾九日親権者母の職務執行停止及び代行者東京 | 令和拾年七月拾五日父親権(管理権)回復届出印 | 令和九年六月拾参日父親権(管理権)辞任届出印 | 九日同人親族乙原清吉届出印令和弐拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月 | 確定同月九日同人親族乙原清吉届出印 令和弐拾五年九月参日父親権(管理権)喪失の審判取消の裁判 | 定同月四日嘱託印 令和弐拾四年六月壱日父親権停止(停止期間二年間)の審判確 | 日嘱託の 令和弐拾四年六月壱日父親権(管理権)喪失の審判確定同月四 |

| | T | | | | |
|--|--|---|--|---|---|
| 123 | 122 | 121 | 120 | 119 | 118 |
| 未成年後見人(法人) 選任の裁判確定による 選任の裁判確定による 事務を表している。 第1年の裁判確定による で理権喪失、行方 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 未成年後見人(法人を 除く。)選任の裁判確定 による嘱託 不明、長期不在等 不明、長期不在等 | (北の場合) (北の場合) (北の場合) (北の場合) (北の場合) (上の場合) | (此の場合) (出の場合) (出権喪失、親権停) (出を嘱託) (上の場合) (上の場合) (上の場合) (上の場合) | (人である場合 未成年後見人が法 未成年者の後見開始届 | 大である場合を除 人である場合を除 人である場合を除 |
| | | | | 右同 | 非 本 籍 地 |
| 右同 | 右同 | 右同 | 戸 見 人 の 籍 後 | 右同 | 戸未成年者の |
| ————————————————————————————————————— | 右同 | 右同 | 身分事項欄 人の | 右 | 身分事項欄 |
| 会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託印者が管理権を有しないため)東京都中央区京橋一丁目一番一号社令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため(親権を行う | 郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託の者が管理権を有しないため)千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太令和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため(親権を行う | 会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託印会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託印令和弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社 | 郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託印郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託印成大 | 日千葉市中央区長から通知印 会福祉法人丙未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五会福祉法人丙未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五者が管理権を有しないため)東京都中央区京橋一丁目一番一号社合和弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため(親権を行う | 同区長から通知印 の一同区長から通知の のでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで |

| | 100 | 120 128 | | 105 | 100 | 105 | 101 |
|---|--|---|---|--|---|--|---|
| 131 | 130 | 129 | 128 | 127 | 126 | 125 | 124 |
| 判確定による嘱託未成年後見人解任の裁 | の裁判確定による嘱託未成年後見人辞任許可 | による嘱託定めの取消の裁判確定関する権限分掌行使の未成年後見人の財産に | による嘱託定めの取消の裁判確定関する権限単独行使の未成年後見人の財産に | 判確定による嘱託定する定めの取消の裁財産に関する権限に限未成年後見人の権限を | 嘱託 定めの裁判確定による 関する権限分掌行使の 未成年後見人の財産に | 嘱託 定めの裁判確定による 関する権限単独行使の 未成年後見人の財産に | による嘱託定する定めの裁判確定財産に関する権限に限未成年後見人の権限を |
| | | | | | | | |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 定同月拾四日嘱託印 令和弐拾四年拾壱月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確 | 裁判確定同月弐拾七日嘱託印令和弐拾四年八月弐拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の | 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日嘱託印 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | 関する権限に限定する定めの取消の裁判確定同月七日嘱託印令和弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に | 九日嘱託印法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾合利弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉 | 九日嘱託印法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾って利弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉 | 産に関する権限に限定する定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託印令和弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財 |

| | | <u> </u> | | | | | | | |
|--|---------------|--|--------|--|---------------------------------------|---|--|---|---|
| 140 | 139 | 138 | 八 | 137 | 136 | 135 | 134 | 133 | 132 |
| (籍を消除する場合) | 右 | 死亡届 | 死亡及び失踪 | よる嘱託 人)選任の裁判確定に 未成年後見監督人(法 | 確定による嘱託人を除く。)選任の裁判未成年後見監督人(法 | 人)就職届 未成年後見監督人(法 | 人を除く。)就職届未成年後見監督人(法 | 終 了 届 | (死亡の場合) 未成年後見人地位喪失 |
| 非 | | 本 | | | | 右 | 右 | 右 | 本 |
| 本 籍 地 | Î | 籍地 | | | | 同 | 同 | 同 | 籍地 |
| 右 | i | 戸死亡者 | | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 |
| 戸 | J | 籍の | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 身分事項欄死 亡 者 の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄死亡者の | | 右同 | 右同 | 右同 | 右同 | 右同 | 右同 |
| 丙原正作届出同月拾日同区長から通知除籍印 令和五年弐月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者 | 令和五年弐月拾日消除(印) | 拾壱日親族甲野義太郎届出除籍印命和四年壱月九日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月 | | 託印 会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱令和弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社 | 日嘱託印 日嘱託印 号加弐拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地 | 福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出印、一令和弐拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会 | 芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出印, 令和拾六年壱月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川 | 同月九日届出印 同月九日届出印 日本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田本田 | 人乙原高助同月拾五日地位喪失届出印 令和弐拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見 |

| 150 | 1.40 | 1.40 | 1 47 | 146 | 九 | 1 <i>A</i> F | 1 // / | 1.40 | 1.49 | 1 // 1 |
|---|--|--------------------|--|---|----------|----------------------------|--|---------------------|--|---------------------|
| 150 | 149 | 148 <u></u> 右 | 147 | 146 | | 145 | 144 | 143 | 142 | 141 |
| の申出をした | 会製の申出をした場 復氏者が新戸籍編 れている場合又は を戸籍が既に除か を に と に は の り に り に り り に り に り に り に り に り に り に | | 生存配偶者の復氏届 | | 生存配偶者の復氏 | る場合の記載婚姻解消事項を消除す失踪宣告の取消により | 失踪宣告取消届 | 姻解消に関する記載配偶者の失踪による婚 | 失踪宣告届 | 姻解消に関する記載配偶者の死亡による婚 |
| | 右同 | | | モ 後 | | | 本籍地 | | 本籍地 | |
| 戸婚 姆 後 籍の | 第 戸 籍 | ์ วี | 戸 婚 姻 後 の | 戸婚姻前の | | 右同 | 右同 | 右同 | 戸 | 右同 |
| 右同 | 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄 | | 身分事項欄 群の | 身分事項欄 の | 身分事項欄 配 者 存 | 身分事項欄 失 踪 者 の | 身分事項欄 配 偶 者 存 |
| 除籍印 市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき 市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき 令和五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都 | 平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印令和五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区 | 令和五年弐月拾七日編製印 | き除籍印。とは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは | 河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印令和六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平 | | 令和拾弐年九月弐拾六日夫失踪の記載消除印 | 日妻届出失踪の記載消除のの一つでは、日妻届出失踪の記載消除のである。 おいま うれ おきまん おいま おおい おいま おいま おいま おいま はい おいま はい | 令和四年参月拾日夫死亡とみなされる印 | 告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍印令和四年参月拾日死亡とみなされる令和六年八月五日失踪宣 | 令和四年七月六日夫死亡(印 |

| 156 | 155 | 154 | _ | 153 | 152 | _ | 151 | |
|---------------|---|--|-------|--|--|-----------|-------------------------------|-----------|
| | 籍 | 父母の氏を称する | 二 入 籍 | 推定相続人廃除取消届 | 推定相続人廃除届 | 一推定相続人の廃除 | (籍にある場合 人籍にある場合 関 族 関 係 終 了 届 | ○ 姻族関係の終了 |
| | 3 | 本 籍 地 | | 右同 | 者の本籍地 | | 本 籍 地 | |
| | 戸の従前の | 父母の戸籍 | | 右同 | 者の戸籍 | | の 戸 籍 | |
| 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄の | | 右同 | 身分事項欄 された者の 除 | | 身分事項欄 郡 存 | |
| 令和拾参年四月拾弐日編製印 | 山初音町十八番地乙野義太郎戸籍に入籍につき除籍印令和拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出京都市北区小 | から入籍印都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍令和拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出同月五日東京 | | 確定同月拾五日父届出印命和五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判 | 定同月拾五日父届出印 令和四年九月拾四日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確 | | 令和五年壱月七日亡妻梅子の親族との姻族関係終了届出印 | |

| 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 159 | 158 | 157 |
|--|--|--|--|---|---------------------------------------|---------------------|---|--------------------|---|
| | | (新集する地名) | (父につき新戸籍を) 父の氏を称する入籍届 | | (田偶者とともに届) (田間者とともに届) 同 | | | | |
| | | | 本 籍 地 | | | | | 右同 | |
| すべき戸籍 | 戸 子の従前の | ア 従前の | | 父の新戸籍 | | 戸籍 | 子の従前の | | 子の新戸籍 |
| 右同 | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄子の配偶者 | 身分事項欄 る子(夫)の | 身分事項欄子の配偶者 | 身分事項欄 る子(夫)の |
| 平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印命和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区 | 戸籍に入籍につき除籍印東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎令和五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日 | 四番地に新戸籍編製につき除籍印の一の一次の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一 | 区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍印令和五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市北 | 四番地甲野幸雄戸籍から入籍印子の入籍届出令和五年弐月四日東京都千代田区平河町一丁目 | 令和五年弐月四日編製印 | 令和拾参年四月六日夫とともに除籍(印) | 籍印都市北区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除る和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出京 | 令和拾参年四月拾弐日夫とともに入籍印 | 野義太郎戸籍から入籍印月拾弐日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲のお売りのででは多年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出同 |

| 176 | 175 | 174 | | 170 | 170 | 171 | l | 170 | 1.00 | 1.00 | 1.07 |
|---|-------------|--|-------|--|--|--------------|----|---|--|-------------|--|
| 176 | 175 | 174 | 匹 | 173 | 172 | 171 | 三 | 170 | 169 | 168 _右 | 167 入 従 |
| 化化 | | (る場合) (る場合) (る場合) (る場合) (る場合) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | 国籍の得喪 | 分 籍 届 | | | 分籍 | の申出を新 | 合製の申出をしき戸籍が既に | | |
| 本 | 帰 | 本 | | | 本 | | | | 右 | | 本復 |
| | 化 後 | 籍 | | | 籍 | | | | | | 籍 後 |
| 地 | | 地 | | | 地 | | | | 同 | | 地の |
| 新 | ī | 父 の 戸 籍 | | 従前の戸籍 | 新戸籍 | ī | | 子の従前の | 子の親戸籍 | | 戸の従前の籍 |
| 身分事項欄帰 化 者 の | 戸籍事項欄 | 身分事項欄 の得 の | | 右同 | 身分事項欄分 籍 者 の | 戸籍事項欄 | | 右同 | 身分事項欄の | 戸籍事項欄 | 右同 |
| 域アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア)印 令和九年参月四日帰化同月九日届出入籍(帰化の際の国籍・地 | 令和九年参月九日編製印 | マリア)印 常(取得の際の国籍・地域アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、 一令和九年弐月拾五日国籍取得同月弐拾四日親権者父母届出入 | | 十番地に新戸籍編製につき除籍印 令和四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目百 | 番地甲野幸雄戸籍から入籍印令和四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目四 | 令和四年壱月拾九日編製印 | | 除籍印。市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出同月拾弐日京都 | 平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区 | 令和七年四月九日編製印 | つき除籍印でおり、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の |

| 184 | _ | 183 | 182 | 181 | 180 | 179 | 178 | 177 |
|--------------------------|--------|---|---|---|--|---|----------------------|--|
| る 氏 の 変 更 届 戸籍法百七条一項によ | 五氏名の変更 | 外国国籍喪失届 | 石による場合の同様を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による場合の関係を表による。 | 石(による場合) | 右国籍を離脱した場同 | 国籍喪失報告 | 国籍選択届 | (得した場合 上 |
| 本 籍 地 | | 非 本 籍 地 | | | | | 右同 | 本 籍 地 |
| 氏を変更す | | 戸 失 者 の 籍 | 右同 | 右同 | 右同 | 戸 失 者 の | 戸銀択者の | 戸 喪 者 籍 の |
| 戸籍事項欄 | | 身分事項欄 竪 医 医 籍 | 右同 | 右同 | 右同 | 身分事項欄 の | 身分事項欄選 択 者 の | 身分事項欄 の |
| 令和九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出印 | | 出同年六月八日東京都千代田区長から通知印命和拾壱年五月六日アメリカ合衆国の国籍喪失同月参拾日届 | 月七日法務省民事局長報告除籍印令和拾五年八月参日国籍喪失の宣告を受けたため国籍喪失同 | たため国籍喪失同年拾月七日大阪法務局長報告除籍印令和拾五年八月参日国籍選択の催告を受けて選択をしなかっ | 離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍印令和拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍を有し日本国籍を | 同年九月壱日在サンパウロ総領事報告除籍印令和拾五年八月参日ブラジルの国籍を選択したため国籍喪失 | 令和拾七年五月拾五日国籍選択の宣言届出印 | 喪失同月弐拾七日叔父乙山一郎届出除籍印令和八年五月七日アメリカ合衆国の国籍を取得したため国籍 |

| 195 | 194 | 193 | 192 | 191 | 190 | 189 | 188 | 187 | 186 | 185 |
|--|---|------------------------------------|--|--|------------------------------------|---|--|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 氏の変更届四項による日籍法百七条 | | | 戸籍法百七条月新法百七条子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合 | | | (子が氏を変更する) 者と同一の戸籍に ある場合 同 | | | る 氏 の 変 更 届戸籍法百七条二項によ | |
| 右同 | | | 右同 | | | | 非本籍地 | | 右同 | |
| 戸従って 前者の の 要の 更 | 新戸籍の | を 変 | 戸従する者のの 籍のの | 新戸籍の | を · 変 | 戸従する者の 第の の | 新戸籍の | を 変 | 右同 | |
| 右同 | 身分事項欄氏 を変 更 | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄氏を変更 | 戸籍事項欄 | 右同 | 身分事項欄氏を変更 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄氏を変更 | 右同 |
| 新戸籍編製につき除籍印に「ファンデンボッシュ(振り仮名ファンデンボッシュ)」の氏のに「ファンデンボッシュ(振り仮名ファンデンボッシュ)」の氏のいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地や和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さ | 乙野梅子戸籍から入籍印いたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地やま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さ | 令和九年拾月五日編製印令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出印 | (振り仮名オツノ)」の氏の新戸籍編製につき除籍印都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野の和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京 | デンボッシュ梅子戸籍から入籍印都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地ファン令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京 | 令和拾年参月九日編製印令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出印 | 戸籍編製につき除籍印 「ファンデンボッシュ(振り仮名ファンデンボッシュ)」の氏の新「ファンデンボッシュ(振り仮名ファンデンボッシュ)」の氏の新京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東 | 梅子戸籍から入籍印東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野市和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東 | 令和八年七月五日編製印令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出印 | 令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出印 | 令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出印 |

| 203 | 202 | | 201 | 200 | 199 | | 198 | 197 | 196 |
|--------------------------------|-----------------|----|-------------------------|--|---|----|--------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 京 | 上 | 七就 | (左) 新同 | るの | 転 | 六転 | 名 の | 氏の | 名 |
| | | | すーる市 | 場市合町 | 市 | · | 振 | 振 | 0) |
| 新 | 至 | | | 村 に | 町 籍 | | 仮名 | 仮名 | 変 |
| | | 籍 | 内で転 | 転籍す | から他 | 籍 | り仮名の変更届 | り仮名の変更届 | 更 |
| | Ī | | 同 | 9 | 温 届 | | 届 | 届 | 届 |
| 京 | 七 | | 本 | 車 | 云 | | 右 | 右 | 本 |
| 新 | 苗 | | 籍 | 棄 | 笛 | | | | 籍 |
| | <u>†</u> | | 地 | 均 | <u>†</u> | | 同 | 同 | 地 |
| 亲 戸 | | | 戸 転 籍 者 | 戸 転 籍 前 | 戸転籍後 | | 名を変更名の振り | る者の戸籍 氏の振り仮 | 名を変更す |
| 新 | 莊 | | 籍の | 籍の | 籍の | | の戸籍 | 戸すり仮 | 戸舞 |
| 身分事項欄就籍者の | 戸籍事項欄 | | 右同 | 右同 | 戸籍事項欄 | | 事項 欄名の振り仮 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄名を変更 |
| 届出印命和弐拾四年六月弐拾弐日就籍許可の裁判確定同月弐拾八日 | 令和弐拾四年六月弐拾八日編製印 | | 令和五年弐月六日西神田二丁目十番地に転籍届出印 | 籍届出同月弐拾壱日同区長から通知消除印命和四年壱月弐拾日東京都千代田区西神田一丁目四番地に転 | 印の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一 | | 出印 令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の四の名の振り仮名変更届 | 出印の一の元の氏の振り仮名変更届の一の元の年が記されている。 | 令和五年弐月拾六日名の変更届出印 |

| 211 | 210 | 209 | 208 | 207 | 206 | 205 | 204 | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--------|
| 210 209 209 | | | 裁判による訂正申請親子関係不存在確認の | に く な を 定 め る 裁 判 | | による訂正申請嫡出子否認の裁判 | 出生の日の訂正申請 | 八戸籍の訂正 |
| | | | | | | | | |
| 親 月 の子の の 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 | | の戸縁 | 子の戸籍 | 戸子の従前の 籍の | | 子の戸籍 | 者の 戸籍 | |
| 身分事項欄 | 身分事項欄養父母の各 | 身分事項欄のの | 右同 | 右同 | 右同 | 身分事項欄の | 身分事項欄 おかまる | |
| の裁判確定同月八日養父母申請消除(印) 令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効 | 八日申請縁組の記載消除印令和六年八月四日養子英助との養子縁組無効の裁判確定同月 | ら通知縁組の記載消除印の裁判確定同月八日養父母申請同月拾壱日東京都千代田区長かの裁判確定同月八日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効 | 在確認の裁判確定同月拾六日甲野義太郎申請消除印令和六年七月七日丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存 | 港五番地丙山信雄戸籍に入籍につき除籍印 日同人申請同月拾八日千葉市中央区長から通知同市中央区千葉令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六 | から入籍国のお子代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍日同人申請東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍令和六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六 | 申請父の記載消除父母との続柄訂正印令和八年五月弐日嫡出子否認の裁判確定同月七日甲野義太郎 | 父申請出生の日訂正印 令和四年壱月参拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年弐月拾七日 | |

| 220 | 219 | 218 | 217 | 216 | 215 | 214 | 213 | 212 |
|--|---|--|---------------------|---|--|--------------|---|---|
| 裁半確定による嘱託 | する職権 訂正をする者がないために | 訂 婚姻無 死 の 裁判 に よる 請 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| の た 裁 い の 変 更 の お で 受 更 の が 前 が の 変 更 の が 前 が の 扱 | | 性別の取扱 | き戸籍 除かれるべ | | 夫婦の戸籍 | | 前の戸籍 | 前の 戸籍 姻 |
| 欄 の身分事項 変更の裁判 | 欄 の身分事項 変更の裁判 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄 | 身分事項欄 | 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 身分事項欄妻の従前の | 身分事項欄夫の従前の |
| 地に新戸籍編製につき除籍印地に新戸籍編製につき除籍印のままで、おり、大田区平河町一丁目四番の裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番の和弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条によ | 地甲野義太郎戸籍から入籍父母との続柄の記載更正印の裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番令和弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条によ | 令和弐拾四年八月弐拾参日編製(印) | き令和四年拾壱月九日許可同月拾日消除印 | 弐拾日夫申請消除(印) 令和五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 | 弐拾日申請消除(印) 令和五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 | 令和五年拾月弐拾日消除印 | 弐拾日夫申請婚姻の記載消除印令和五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 | 弐拾日申請婚姻の記載消除(印) 令和五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 |